

## 募集要項 特任研究員（特定短時間勤務有期雇用教職員）

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	令和7年6月1日以降なるべく早い時期～令和8年3月31日 (5/1追記：令和7年6月1日→令和7年6月1日以降なるべく早い時期)
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は令和10年3月31日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	高大接続研究開発センター（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	<p>(1) 本センターの業務に関わる資料・データの収集・整理・分析</p> <p>(2) センター長の活動の補助（企画・研究・調査・広報・文書作成等）</p> <p>(3) その他、本センターの運営に関わる業務や研究開発</p> <p>変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。</p>
就業日・就業時間	週1日（時間・曜日の詳細は応募者との相談に応じて決定する。） ※時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給1,500円～2,000円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（原則55,000円／月まで）、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>次の<u>全て</u>に該当する方</p> <p>(1) 博士の学位又はそれと同等以上の研究業績を有すること。</p> <p>(2) 社会学・歴史学の領域での資料・データの取り扱いに習熟していること。</p> <p>(3) 高度の資料探索・文書作成能力を持ち、本センターで行う様々な分析業務や研究プロジェクトに主体的に参加する意欲とコミュニケーション能力を有すること。</p>
提出書類	<p>1) 履歴書（様式は以下のURLからダウンロードすること。） 様式ダウンロード先：<a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a></p> <p>2) 研究業績目録（学位論文、著書、研究論文その他）</p> <p>3) これまで従事した研究の概要（A4用紙一枚以内、日本語または英語）</p> <p>4) 業務及び研究開発に対する今後の抱負（A4用紙一枚以内）</p> <p>5) 所見を求める方2名の氏名・所属・職及び連絡先</p> <p>6) 主要業績3点</p>

提出方法	提出書類 1) ~ 6) を 1 つの PDF ファイルにまとめ、以下 URL にアップロードしてください。なお、ファイル名にはご自身の名前（フルネーム）を入れてください。 <a href="https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/3843066727_utac_utokyo_ac_jp/EmxAkzy9eYxNjkk0icl3ds8Bsi4YSkddu0saMWHuWXDV2g">https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/3843066727_utac_utokyo_ac_jp/EmxAkzy9eYxNjkk0icl3ds8Bsi4YSkddu0saMWHuWXDV2g</a> ※ 2 ~ 3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	令和 7 年 5 月 14 日（水）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。 ただし適任者が見つかり次第公募を終了する場合があります。
問い合わせ先	〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1 高大接続研究開発センター事務担当 担当：桑本 TEL: 03-5841-2529 E-mail: kuwamoto.tatsuro★mail.u-tokyo.ac.jp (★→@へ変換してください。)
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>